公園第１２８９号

令和元年８月20日

各土木事務所長　様

都市計画室長

阪神高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が道路の維持等のために府営公園を占用する場合の占用料の取扱いについて（通知）

標記について、阪神高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社は、道路整備特別措置法に基づき、国等の本来道路管理者に代わって道路の新築、改築及び維持等を行うことから、道路の新築、改築及び維持等のために府営公園を占用する場合の占用料については、「既納の使用料の還付及び使用料の減免に関する取扱基準」（３）の「⑤その他知事が特別の理由があると認めるとき。」に該当し、占用料を免除することが適当と認められますので通知します。

　なお、阪神高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が道路の新築、改築及び維持等以外の目的で府営公園を占用する場合の占用料の取扱いについては、免除の対象にはなりませんのでご留意ください。

**令和元年８月20日付け　公園第1289号　補足資料**

**（2019/08/20）**

参考

■阪神高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が行う高速道路の維持・修繕等に係る占用料を免除とする理由

　道路整備特別措置法第４条及び第９条の規定から、阪神高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社は、道路管理者に代わって高速道路を管理する機関であると解する。

よって、占用料を減免するものとする。

＊＊　以下、関係条文　等　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

道路整備特別措置法

（会社の行う高速道路の維持、修繕等）

第四条　会社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した高速道路については、高速自動車国道法第六条の規定、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第六項、第四十八条の十九第一項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び道路法第十三条第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。

（会社による道路管理者の権限の代行）

第九条　会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一　高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

二　高速自動車国道法第八条第一項の規定により維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。

三　前条第一項第六号の規定により機構が定めた道路標識を、高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けること。

四　道路法第十九条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

五　道路法第二十条第一項の規定により新設、改築、維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。

六　道路法第二十二条の二の規定により維持修繕協定を締結すること。

七　道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

八　道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

九　道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

十　道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

十一　前条第一項第二十五号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。

十二　道路法第四十七条の八第一項後段の規定により道路一体建物を管理すること。

十三　道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

十四　道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知すること。ただし、同項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築、歩行安全改築又は道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものに限る。